

議案第7号

あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

令和6年4月1日以降、ひばり分室を希望の家に統合することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

あきる野市障害者通所支援施設の設置及び管理に関する条例（平成24年あきる野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「主たる事業所の」を削り、同条第2項を削る。

第11条第2項中「第12条」を「次条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。